

# 令和 5 年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

**【令和 5 年度予算案】** **1, 6 6 4 億円 (※)**      **【令和 4 年度予算】** **( 1, 7 9 2 億円)**

(※) こども家庭庁予算に計上。  
困難な問題を抱える女性への支援について、別途、厚生労働省予算に計上

## 【主な内容】

### (ひとり親家庭支援関係)

- ひとり親家庭の相談支援体制の整備について、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な支援を行う。
- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援や、学習支援を行うとともに、食事の提供に対する支援を創設する。
- 資格取得に向けた訓練受講中のひとり親に対し、生活費を支援する高等職業訓練促進給付金について、令和 4 年度末までとしている対象資格の拡大及び訓練期間の緩和措置を令和 5 年度末まで延長する。
- 国において、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、地方自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境整備を行う。
- 養育費等相談支援センターにおける養育費相談に関して、法律的論点の整理を行い、スムーズに弁護士への相談につなげることができるよう、体制を整備する。

### (困難な問題を抱える女性への支援関係)

- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化を図る。

## 【主な内訳】

<p><b>(ひとり親家庭支援関係) ※こども家庭庁予算に計上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子家庭等対策総合支援事業      162億円    ( 160億円)</li> <li>◇ 児童扶養手当                            1,486億円    ( 1,618億円)</li> <li>◇ 養育費等相談支援センター事業      0.8億円    ( 0.8億円)</li> <li>◇ 母子父子寡婦福祉貸付金              14億円      ( 14億円)</li> </ul>	<p><b>(困難な問題を抱える女性への支援関係) ※厚生労働省予算に計上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業    23億円 (22億円)</li> <li>◇ 婦人保護施設措置費                            26億円 (26億円)</li> </ul>
--	---

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### <対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

**拡** ※ 令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。

### <対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

**拡** ※ 令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）  
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和2年度総支給件数】6,903件（全ての修学年次を合計）

【令和2年度資格取得者数】2,701人（看護師1,114人、准看護師954人、保育士170人、美容師107人など）

【令和2年度就職者数】2,088人（看護師998人、准看護師573人、保育士144人、美容師91人など）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	739か所 (94.7%)	866か所 (95.5%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

# ひとり親家庭等日常生活支援事業【昭和50年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。

### (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
- ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由

### (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等  
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)

- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅  
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村  
(事業の一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【R2実績】実件数 2,466件  
延べ件数 27,144件

### 【補助基準額】

区分	単位数	補助額	②生活援助
1 事務費分	1か所当たり	4,128千円	
2 派遣手当分	1時間当たり		
①子育て支援			
(深夜、早朝以外9:00~18:00)		900円	(深夜、早朝以外9:00~18:00)
(深夜、早朝)		1,120円	
(講習会会場)		1,350円	(深夜、早朝)
(宿泊分)		4,480円	(移動時間)
(移動時間)		1,860円	

# ひとり親家庭住宅支援資金貸付【令和3年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要な資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

### 【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

## 3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

# 自立支援教育訓練給付金【平成15年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### <対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
  - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

### <対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
  - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
  - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
  - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

### <支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
    - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
    - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※令和4年度より、上限額を引き上げ
  2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
    - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【事業実績】

令和2年度支給件数 2,031件  
令和2年度就業実績 1,540件

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	724か所 (92.8%)	851か所 (93.8%)

(注) ( )内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。